

高岡地区広域圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則

平成5年3月29日規則第9号

改正 平成17年11月1日規則第2号

高岡地区広域圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（平成5年高岡地区広域圏事務組合条例第12号）の施行については、高岡市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成17年高岡市規則第26号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日規則第2号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。